

独立行政法人国立高等専門学校機構の評価等に関する
有識者会合の公開について

令和元年6月7日
高等教育局長決定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の評価等に関する有識者会合(以下「有識者会合」という。)の公開の手続その他有識者会合の公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会合の公開)

第2条 有識者会合は、原則として公開とする。ただし、人事に係る案件、独立行政法人の業務の実績に関する評価その他議事の円滑な実施に影響が生じるものとして、有識者会合において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

(会合の傍聴)

第3条 有識者会合を傍聴しようとする者は、あらかじめ、高等教育局専門教育課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、高等教育局専門教育課が許可した場合を除き、有識者会合を撮影し、録画し若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、有識者会合の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(会合資料の公表)

第4条 有識者会合において配布した資料は、原則としてこれを公表する。ただし、有識者会合を非公開とすることとされた案件に係るものについては、有識者会合の座長が会合に諮った上で、当該資料を非公表とすることができる。

(議事要旨等の公表)

第5条 有識者会合の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表する。